

## 第92回 周防大島町農業委員会総会

- 1 開催日時 令和5年7月14日（金）午後1時30分から
- 2 開催場所 久賀庁舎 3階 会議室

3 出席農業委員 （12人）

- 1番 川地 守
- 2番 宮城 恵子
- 3番 瀬川 一郎
- 5番 沖村 和哉
- 6番 星出 栄一
- 7番 中原 賢
- 8番 大谷 正樹
- 9番 宮本 平
- 10番 田中 豊文
- 11番 角井 雅之
- 13番 安本 貞敏
- 14番 廣岡 隆義（会長）

4 欠席農業委員 （2人）

- 4番 小柳 貴史
- 12番 袴田 光夫

5 出席要請農地利用最適化推進委員 （0人）

6 欠席農地利用最適化推進委員 （0人）

## 7 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

審査会1 農振法に基づく農用地利用計画変更(随時変更)について

報告事項1 農地所有適格法人報告書の届出について

報告事項2 農地現況証明願による現況証明について

その他 諸連絡

## 8 農業委員会事務局職員

事務局長 中村 晴彦

書記 小田 康雄

書記 泉口 洸平

書記 今村 竜太郎

事務局 定刻となりましたので、只今より第 92 回周防大島町農業委員会総会を開会いたします。最初に廣岡会長よりご挨拶をお願いします。

会長 お疲れ様です。今年の雨の降り方は非常に異質で柑橘生産農家にとっては黒点病の防除が懸念されるようです。6月30日から7月1日にかけて300ミリあわてて第2回目が防除した後で7月7日から10日にかけてが200ミリ次の防除をかけなければいけない。今年は年間6回やらないといけないのかなと懸念されるようです。規模の大きい農家にとっては非常に厳しい状況にあるかと思えます。そのあたりの合間を縫っての今日の会議です。真摯なご議論をいただければと思っています。

本日の附議事項は、議案5件、審査会6件、報告事項2件、その他諸連絡となっております。慎重審議のうえ、決定をいただくようお願い申し上げます。それでは、本日の出席者についてご報告いたします。在任する農業委員総数は14名、本日の出席委員12名、欠席委員2名、本日出席要請をした農地利用最適化推進委員は0名であります。よって、農業委員は過半数の出席ですので、周防大島町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立をしております。次に、議事録の署名人を指名いたします。本日の議事録署名人は、農業委員11番角井委員と、13番安本委員によりお願いいたします。それでは、議事に入ります。日程1、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請No.1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、No.1、申請人、譲受人、周防大島町油宇●●●●、譲渡人、大阪府堺市●●●●、申請地、大字油宇、字小久保、地番●●●●、地目畑、面積164㎡です。契約の内容につきましては、売買による所有権の移転です。経営面積は、現在0㎡、取得後は164㎡です。その他参考としまして令和5年1月16日に住宅に付属する農地の指定を受けています。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、1ページから4ページをご覧ください。本事案については、遠方に居住し管理が難しい農地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、住宅と併せて農地を取得し、季節に合わせた野菜の耕作を計画している譲受人が応えようとするものであります。

まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の購入予定、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後、農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、季節に合った野菜を耕作する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと

考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の5番沖村委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

5番 この6日に譲受人にお会いしてお話を伺いました。そのあと現地を見て確認しています。譲受人は4月にこの家に引っ越してきてお勤めをしています。農地は1月に事務局から説明があった通り住宅に付属する農地の指定を受けていますがその後草刈り等をやって今現在畑の半分ぐらいきれいになっています。半分はイノシシ除けの柵をやっていますけどあとの半分はやっていませんのでいずれ全部作りたいという話でした。畑は多品目の少量ということで色々なものを作っていました。トウモロコシ、エダマメ、ピーマン、キュウリそういう色んなものを作っていました。適正に管理していますので今後十分できると思います。ただ農業経験ゼロということですが近所の方から指導をしていただいている野菜苗などももらって植えているようなので今後も指導いただけるということでちゃんと管理ができると思います。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、No.2について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、No.2、申請人、譲受人、周防大島町東安下庄●●●●、譲渡人、周防大島町東安下庄●●●●、申請地、大字東安下庄、字女夫池、地番●●●●、地目畑、面積665㎡です。契約の内容につきましては、贈与による所有権の移転です。経営面積は、現在0㎡、取得後は665㎡です。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、4ページから7ページをご覧ください。本事案については、高齢で農地の管理が難しくなった申請地を、譲り渡したい譲渡人の要望に対し、自宅の目の前の農地を取得し営農に力を入れたい譲受人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況、労力の確保方法、作目及び利

用計画からみて、権利取得後、農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、世帯の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、従来どおり、耕作する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の10番田中委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

10番 先週國次推進委員と二人で現地を確認にいきました。ここはすでにこの譲受人が借りて畑を作っているということで7ページの図面がありますが当該地のすぐ前が譲受人の自宅になっていまして、この三分の二ぐらいは畑で作物を作られて残りの部分の半分は果樹を植えられているということです。残りの部分は車を止めるのに使われていて畑の現状は呈していない状況です。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、No.3について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、No.3、申請人、譲受人、周防大島町久賀●●●●、譲渡人、周防大島町久賀●●●●、申請地、大字久賀、字尾尻、地番●●●●、地目畑、面積672㎡他2筆合計2,466㎡です。契約の内容につきましては、売買による所有権の移転です。経営面積は、現在0㎡、取得後は2,466㎡です。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、8ページから11ページをご覧ください。本事案については、高齢で農地の管理が難しくなった申請地を、譲り渡したい譲渡人の要望に対し、自宅から近い農地を取得し、

収入の補填にしたい譲受人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後、農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、季節野菜及び果樹を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の2番宮城委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

2番 11日に福田推進委員と現地の確認にいったまいました。補足説明はほとんどないんですがとにかく荒れている土地なので周りにはちゃんとミカンを作っている方なのでここがきれいになればいいと思っています。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。宮本委員。

9番 原状この畑には何も植わっていないのですか。

2番 畑というより雑木林です。

9番 取得する目的が収入の足しと書いてあるんですがこれをきれいにして収入を得られるまでにすることを考えたら結構大変そうでモチベーションを維持できるのかとかそれが心配になる計画だと思ひまして。収入が得られるまでの道筋がここにあればいいのですけど。なければちゃんとアドバイスをして収入の算用がないときついのではないかなと。

2番 金銭面の確認はしていないのですが現在仕事をされていてすぐということではないのかと思います。JAに加入して柑橘をやれるように勉強をしていくお考えを聞いています。今すぐの収入は考えていないと思います。たちまち土地を作るのも大変ですし。

議長 他にご質問がありましたらお願いします。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。  
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。  
よって、本件を許可することに決定いたします。  
続いて、日程2、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請No.1について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、No.1申請人、譲受人、周防大島町東安下庄●●●●、譲渡人、山口県山口市●●●●、申請地、大字久賀、字中辻下、地番●●●●、地目畑、現況畑、面積372㎡です。契約の内容につきましては、売買による所有権の移転です。事業計画、用途等については社員用駐車場です。続いて許可基準について説明します。資料は、11ページから15ページをご覧ください。まず、立地基準についてご説明します。農地の区分は、役場久賀総合支所から北に132mの位置にあり、過去に公共投資の対象となっていない第3種農地に該当します。次に、一般基準についてご説明します。まず、転用の目的との適合性についてですが、譲受人は、町内に住所を有する建設業を営む法人です。事務所近傍の駐車場が使用できなくなるため、事務所に隣接する申請地を譲り受け、代替地にしたい譲受人の要望に対し、譲渡人が応じるものであります。次に事業実施主体の資力及び信用について、農地転用許可条件付きによる売買は既に行われているので確実であると考えます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、許可後1か月以内に完了の予定であり確実であると考えます。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、該当がありません。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、事業の実施にあたり、駐車場及び通路として隣接する土地を使用する計画です。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び土地利用計画図から判断し、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の2番宮城委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

2番

先日11日に推進委員の秋山委員と譲受人の担当者と現地で確認作業をしました。地図を見ていただいたらわかるのですがもともとあそこは周りが全部住宅で農地パトロールをしている時も木がぐるっと囲んであって中身がよく見えないところだったんです。通路のところも入りにくかったし今見たらすごくきれいになっているんですけど、農地としてされても狭い農地で日照関係を見てもそんなにいいところではないし水回りも考えないといけないところだと思っていたので推進員さんときれいになってよかったのではないのでしょうかと話をさせてもらいました。大雨の中だったんですけど駐車場にするために農地をそのまま地面を上げています。そのために囲いをしっかりしてあったので土砂の流失も防げて逆に今回よかったのではないかなと思って駐車場として許可が下りたら区画は整備しますからというお話でした。

議長

ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので、採決をいたします。  
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。  
よって、本件を許可することに決定いたします。  
続いて、No.2について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、No.2申請人、譲受人、広島県広島市●●●●、譲渡人、山口県岩国市●●●●、申請地、大字久賀、字土井、地番●●●●、地目畑、現況畑、面積376㎡です。契約の内容につきましては、贈与による所有権の移転です。事業計画、用途等については自己用住宅です。続いて許可基準について説明します。資料は、16ページから22ページをご覧ください。まず、立地基準についてご説明します。農地の区分は、役場久賀総合支所から東に約1.1kmの位置にあり、過去に公共投資の対象となっていない第2種農地その他に該当します。次に、一般基準についてご説明します。まず、転用の目的との適合性についてですが、定年後譲受人の実家の近くに自己用住宅を建築したいため、物件を探していた譲受人に対し、譲受人の親戚にあたる譲渡人がそれに応じるものであります。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、預金通帳の写しが添付されており、事業の実施に必要な予算を確保していると考えます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権



利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、許可後2年以内に完了の予定であり確実であると考えます。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、該当がありません。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、該当がありません。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び土地利用計画図、施設計画図から判断し、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の2番宮城委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

2番 この件に関しては別段補足説明はありませんが定年退職でお帰りになったときに大島にずっといたいという話があったので農地があればそれを使ってミカンをされたらどうですかとお話はさせていただきました。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。角井委員。

11番 ●●●●番地が宅地畑ってどういう意味ですか。

事務局 今現況は畑でミカンが植わっています。

議長 他にご質問がありましたらお願いします。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので、採決をいたします。  
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。  
よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、日程3、審査会1、農振法に基づく農用地利用計画変更(随時変更)についてですが、今回は非農地判断の結果による農用地区域からの除外で関連性がありますので一括審議・一括採決したいと思います。事務局より説明をお願いいたします。

事務局	<p>審査会 1 農振法に基づく農用地利用計画変更（随時変更）について一括でご説明します。No.1 所有者、広島県広島市●●●●、事業主体広島県広島市●●●●、申出地、大字東安下庄、字久賀地、●●●●番地、地目畑、面積 126 m<sup>2</sup>他 3 筆合計 5, 373 m<sup>2</sup>です、変更区分は除外です。令和 5 年 3 月 8 日に現況確認を行い非農地と判断しました。</p> <p>No.2 所有者、神奈川県横須賀市●●●●、事業主体、神奈川県横須賀市●●●●、申出地、大字平野、字長浜、●●●●番地、地目畑、面積 1, 840 m<sup>2</sup>他 1 筆合計 3, 047 m<sup>2</sup>です、変更区分は除外です。令和 5 年 3 月 3 0 日に現況確認を行い非農地と判断しました。</p> <p>No.3 所有者、兵庫県明石市●●●●、事業主体、周防大島町油宇●●●●、申出地、大字和佐、字中葛原、●●●●番地、地目畑、面積 1, 107 m<sup>2</sup>他 3 筆合計 7, 259 m<sup>2</sup>です、変更区分は除外です。令和 5 年 5 月 1 1 日に現況確認を行い非農地と判断しました。</p> <p>No.4 所有者、周防大島町和佐●●●●、事業主体、周防大島町油宇●●●●、申出地、大字和佐、字中葛原、●●●●番地、地目畑、面積 126 m<sup>2</sup>他 2 筆合計 728 m<sup>2</sup>です、変更区分は除外です。令和 5 年 5 月 1 1 日に現況確認を行い非農地と判断しました。</p> <p>No.5 所有者、広島県廿日市市●●●●、事業主体、広島県廿日市市●●●●、申出地、大字東三蒲、字地神、●●●●番地、地目畑、面積 541 m<sup>2</sup>他 2 筆合計 1, 126 m<sup>2</sup>です、変更区分は除外です。令和 5 年 5 月 2 3 日に現況確認を行い非農地と判断しました。</p> <p>No.6 所有者、神奈川県相模原市●●●●、事業主体、神奈川県相模原市●●●●、申出地、大字地家室、字東脇北、●●●●番地、地目畑、面積 377 m<sup>2</sup>他 1 筆合計 505 m<sup>2</sup>です、変更区分は除外です。令和 5 年 6 月 9 日に現況確認を行い非農地と判断しました。説明は以上です。</p>
議長	<p>農地現況証明にて非農地判断をおこなった場所ですので、農業委員からの説明は求めません。只今の事務局の説明に、ご質問はございませんか。</p> <p>田中委員。</p>
10番	<p>現況確認をしてのちにこの除外申請をするという流れのようなのですがそういうことでいいのかどうか。除外申請書の中で現状のまま山林として利用したいとか山林として利用する予定、山林として維持管理と未確定な書き方と確定的な書き方があるんですがこの辺が現況確認の時は当然目にしていませんけど今回に限っての話で今後山林として利用するということについての担保というかどういふふうにとらえられているのか農業委員会としてどういう風に管理していけばいいのかというところを教えてください。</p>
事務局	<p>現況証明と農用地区域からの除外手続きについてですがあくまで同時に進行していただいて現況証明確認願いと書類と農用地区域からの除外という</p>

手続きを同時に出していただくということです。山林として管理の予定とか管理するかその後のどうなるのかということなんですが、ここが非農地と判断されたら農地としては外されてしまうので農地法の適用を受けなくなります。そこから所有者として山林として管理していただくという流れになるかと思います。

10番 そうなんでしょうけど総会の審議として現況証明は報告だけなんで見るだけです。その後に変更の除外が出てきて中身について進行は同時でいいんでしょうけどなんとなくここで何を審査するのかと。要は結局山林で利用するといつてあとは農地ではないから農業委員会の管轄ではないからご自由にどうぞということでもいいのであればここで審査する意味があるのかどうかここに書く意味があるのかどうかと思うのですが。こういう書式が決まっている以上何らかの意味があると思うんです。これでいいのかという確認です。もう一つ懸念は現況確認をして非農地扱いになってそのあと自由にどうぞっていうのであれば非農地の段階でもっと厳格な将来どうするのかということ審査しないと農地法の抜け道になってしまう。実際そういうところで後々にトラブルになりかねない案件もあるのでこれでいいのかどうか。

事務局 農振除外の手続きにつきましては令和3年度末まで先に農振除外をしてそれからの現況証明という流れでしたが昨年4月にガイドラインが変わって同時進行していいという風になっています。除外の手続きとして県に意見照会したり許可を求めたりするにあたって農業委員会の意見というものを意義があるかないかをつけて県に進達することになります。なのでこの場で皆様にご意見を伺っているところです。今回すべて非農地証明についての農振除外ということですので審査をできる内容でもないものもあります。通常の転用を目的とした農振除外その後に5条転用申請があるような農振除外でしたら審査が必要になると思うんですけれども今回の現況証明での除外は審査ができませんので特に審査が必要ないというのであれば今後は報告事項ということでさせていただこうと思います。

10番 そういうことを言っているのではなくてきちっと審査をしないと抜け道になるのではないですかと結局農地法の手続きを踏まなくても現況確認で非農地扱いすればあと何でもやっていけると。同時進行でいいというのに何で除外申請と現況確認が別々にあがってくるんですかね。

事務局 処理のタイミングで農振除外の場合は年に3回の審査と決まっていますので随時処理が可能な現況証明の処理が先に済んでしまいそれが終わってからの農振除外の審査になっています。

10番 総会でなぜ同時に出さないのかということです。除外申請の審査会と現況確

認の報告を。6番の案件は出ていますよね。いままで除外申請をやって現況確認それが令和4年から同時でいいとでも後にしていいという扱いではない。少なくとも同時に処理しなければいけないのではないか。

事務局 年間スケジュールに年3回農振除外の締め切り日というのがあってその時に一括吸い上げてやる。

10番 町の農業委員会で審査して何日以内に県にあげるという決まりがあるんですか。

議長 農振除外の審査会に関しては年3回という定めがある。周防大島町に限らず。

11番 今日締めきったら明日からののは4か月後になる。

10番 なら逆に今日までの現況確認は待っておかなければいけないんじゃないですか。先にやってはいけないのでは。

議長 去年の4月に同時に申請できるとなった。

9番 現況証明を農振除外に合わせて遅らせなければならないということか。

事務局 報告事項で同時でないとわかりづらいということであれば現況証明も4か月ごとにということになるが現況証明は多いのでたまるのはどうかと。全部が全部農振に入っていないんで。

農振除外に関して係る手続きですが今まで年3回締め切り日を設けてそれは農振法に基づく締め切り日というわけではなく町で内規を年3回と定めていて今回も年3回の締め切り日までに届いた申請分を今回総会でお諮りさせていただいた次第です。農振除外は毎月毎月できれば確かにそれがいいのでしょうけど除外するのに半年近くかかってしまうので毎月毎月申請を受けて総会に諮ってしまったら事務が煩雑化するところがあってそういったところも含めて年3回の締め切り日で進めています。

議長 今の事務局に説明に対して何か質問がありましたらお願いします。宮城委員。

2番 除外申請をしてどれくらいで申請が下りるのものですか。

事務局 除外完了は半年くらいです。

2番 半年、その間もそのままですよね。

議長 昔は旧大島町では年2回の審査だったが農家の利便性を考えて3回にして現時点周防大島町で運用していると伺いました。市町によっては年1回のところもあるようですからそのあたりをどう考えるのかですが周防大島町では3回で運用している。それを毎回するという話になるのか今までの3回で当面審査するような状況であるのかそのあたりでご質問がありましたら願います。よろしいですか。当面今の事務局回答を持ってよしとするということで審査をつづけてよろしいでしょうか。質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。本件に異議のない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって本件については異議のない旨の回答することに決定をいたします。続いて、日程4、報告事項1、農地所有適格法人報告書の届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、報告事項1、農地所有適格法人報告書の届出についてご報告いたします。資料は43～44ページをご覧ください。

No.1 報告者、周防大島町久賀〇〇〇〇、経営面積、田0㎡、畑23,000㎡、法人形態、株式会社、事業の状況について、農畜産物の名称、柑橘、農業関連事業、作業受託、総売り上げに対する農業関連売上割合、100%、構成員の状況、農業関係者6名、農業関係者以外の者1名、議決権の割合、農業関係者100%、農業関係者以外の者0%、役員の状況について、業務執行役員3名、役員の内、農業常時従事者2名、使用人3名、役員・使用人の内、60日以上農作業従事者4名です。報告は以上です。

議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありませんか。角井委員。

11番 ピッチャリの面積でしたっけ。丸めていいですか。アールだったら下が切れてくるのはそうだろうなと。あと5月29日時点というのでいいんですかね。3月31日までの所はこうだった。

2番 4月1日から3月31日事業年度で発表は5月29日。

11番 ●●●●円も上がっていたかなと。

議長 決算書はあがってこないのですか。

事務局 決算書は上がりません。定款とかです。

- 1 1 番 数字を打ったのを渡されるだけ。平米を細かく出さないといけないのか丸めていいのかは報告を受ける側で決めておかないと。
- 事務局 1 平米単位で出さないといけないという決まりはないので。農業委員会としてここまで求めてほしいというのであれば。農地台帳と突き合わせて全然違ったら明らかにおかしいんですけど近いところだったので。
- 議長 そのあたりのルール決めをしてください。今の面積及び決算の。
- 1 1 番 丸めていいですよにするならどこまで丸めるのか。
- 事務局 そのあたりは農業委員会で決めていかなければならない。
- 1 1 番 だいたい 10 平米とかは丸めても個人的にはいいかなと思いますし、事業売り上げの方も 100 円単位の所は丸めてもいいかなと思うんですが。100 万単位の丸めはちょっとどうかと思いますけれども。そのあたりの運用の方針も周知していただければ。1 平米まで書いてくださいというなら耕作証明書をとれば出せるので。法人の方の売り上げっていう意味で行くと今●●●●円そこそこなんであれですけど現実的な法人って億とかなってきたときに 100 円単位までいるのかというと。何パーセント以下の所は丸めてくださいと処理するのか。
- 議長 面積に関しては丸めた数字でいいような気がするが。実績は円単位まで出ているので見込みはいいとして。次回以降平米は指導するということによろしいですが。他にご質問がありましたらお願いします。
- 9 番 報告書の趣旨、これが出てくるのはこの法人がちゃんと営農していますよという確認ということですよ。
- 議長 農地をもって経営していますという実績報告。
- 9 番 ここで確認したいのはちゃんと動いている面積に対して売り上げが出ているかというのを判断する。仮に休耕とか作物が植わっていない部分とかは外した面積がここは載った方が判断しやすいってということにならないですかね。農地台帳からそっくりそのままきた数字がいいのか実際動いている面積がいいのかは議論の余地があると思います。
- 1 1 番 法人が所有していたり借りていたりする土地ですよ。所有している土地がなければ動いていない土地があることがおかしい。単年度災害があって使えていないのはあり得る話ですが。

- 9 番 面積の話はこの報告書があがるたびに何か話をしていると思うんで結論的なものは出した方がいいと思います。
- 11 番 今の話の流れで行くとちゃんと1平米まで出すということ。
- 議長 売上高は実績で出してもらおうということで。他にご質問がありますか。よろしいですか。特にご質問などが無いようでしたら皆様のご了承をお願いいたします。続いて、日程5、報告事項2、農地現況証明願による現況証明について、事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 はい、報告事項2、農地現況証明願による現況証明についてご報告いたします。地家室にて1件の現況確認を行い、非農地の判断をいたしました。理由は備考欄のとおりとなります。各農業委員さんにご確認いただきましたのでご報告いたします。資料は44ページから50ページをご覧ください。報告は以上です。
- 議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありませんか。特にご質問などが無いようでしたら皆様のご了承をお願いいたします。続いて、諸連絡について、事務局よりお願いいたします。
- 事務局 お手元にお配りしています農地利用最適化推進制度の改善に関する意見の資料をご覧ください。前回の総会で皆様から意見を募集したところ記載のとおり3件のご意見がありました。こちらで取りまとめましたので本意見を周防大島町農業委員会の意見として山口県農業会議へ提出したいと思いますがご意見等ございませんでしょうか。
- 議長 皆様から上がった意見に関して加筆修正させてもらっています。そのあたりを含めて内容確認をお願いします。よろしいですか。
- 事務局 ご意見もないようですので本意見を提出します。ご協力ありがとうございました。この7月19日に退任される委員さんについてお話させていただきます。活動記録セットを次の委員さんに引き次いでもらいたいので回収しようと思います。またお時間のある時をお願いします。
- 議長 皆様から他にご意見ご質問等ありましたらお願いします。よろしいですか。では、以上をもちまして第92回周防大島町農業委員会総会を閉会いたします。長時間の審議、ご苦勞様でした。

上記は、令和5年7月14日開催の第92回周防大島町農業委員会総会の議事録である。

令和 5年 月 日

周防大島町農業委員会会長\_\_\_\_\_

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

周防大島町農業委員\_\_\_\_\_

周防大島町農業委員\_\_\_\_\_